

三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金（以下「補助金」という。）の交付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び地域連携部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため利用者が大幅に減少した公共交通の利用回帰に向け県内の公共交通事業者が行う取組を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び補助対象事業者)

第3条 知事は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業及び補助対象事業者は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が新型コロナウイルス感染症拡大により大幅に減少した公共交通の利用回帰に向けた取組の実施に直接要した別表に掲げる経費とする。

2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含めないものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象とする期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助率及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の12月23日までに交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業内容に関する事項（第1号様式の2）
- 二 申請者（役員等）に関する事項（第1号様式の3）

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 この補助金の交付決定には次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

二 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の交付の決定にあたって、必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更をいう。

一 補助金額が増額又は3割を超えて減額となる変更

二 補助目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

3 知事は、第1項の変更を承認したときは、必要な条件を付して、交付の決定を変更し、交付決定変更通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後において、天災等のやむを得ない理由で補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

第12条 補助対象事業者は、知事が必要であると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、事業状況報告書（第7号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第13条 知事は、補助対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この要領の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- 三 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、第11条の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に準用する。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、補助対象事業の完了にかかる補助事業の成果の報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第9号様式)を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助金の請求は、補助金の額の確定後、速やかに支払請求書(第10号様式)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の整理)

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 補助金の交付等に関し、この要領及び規則並びに要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月17日から施行し、令和3年度予算から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度予算から適用する。

別表（第3条第2項・第4条第1項・第6条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>補助対象事業者が新型コロナウイルス感染症の拡大のため利用者が大幅に減少した公共交通の利用回帰に向けて実施する事業であり、国、県、市町等の他の補助金の交付を受けていないもの</p>
<p>補助対象事業者</p>	<p>県内地域鉄道運行事業者 養老鉄道株式会社 三岐鉄道株式会社 四日市あすなろう鉄道株式会社 伊賀鉄道株式会社 伊勢鉄道株式会社</p> <p>県内乗合バス運行事業者 三重交通株式会社 三交伊勢志摩交通株式会社 三重急行自動車株式会社 八風バス株式会社 三岐鉄道株式会社</p> <p>※一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業に限る。また、高速路線バス及び廃止代替バス等の市町から委託を受けて運行している事業は除く。</p> <p>県内航路事業者 伊勢湾フェリー株式会社 津エアポートライン株式会社 志摩マリンレジャー株式会社 ※あご湾定期船事業に限る。</p> <p>県内タクシー事業者 ※三重県に本社・本店の住所をおく一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定の一般乗用旅客自動車運送事業者を除く）とする。</p>

補助対象経費	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により大幅に減少した利用者の回帰策として実施する事業に要する経費であり、以下に掲げるもの</p> <p>(1) 割引・ポイント上乘せ等 ア 割引企画の実施にかかる割引部分に相当する経費 イ ICポイントカード等へのポイント上乘せの実施にかかる上乘せ部分に相当する経費</p> <p>(2) PR等 利用回帰策としてのPR・企画の実施における発信や啓発物品作成などにかかる経費</p> <p>※ (1) と (2) のいずれについても、既存のシステムの維持管理等に要する経費は補助対象経費としないものとする。</p>
補助率	1 / 2
補助金の額	<p>補助対象経費に、補助率を乗じて得た額以内とする（補助対象経費（1）によるものと補助対象経費（2）によるものがある場合は、それぞれの補助金の額を算出のうえ合算する。）。ただし、補助金の額は1事業者あたり300万円を上限とする。</p>
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、当該変更後の額） (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に補助率を乗じて得た額</p>
備考	<p>補助金の額については、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p>

第1号様式（第7条関係）

第
令和 年 月 日

三重県知事あて

住 所
氏名又は名称

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付申請書

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金 円の交付を受けたいので、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第7条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 関係書類

- (1) 第1号様式の2（事業内容に関する事項）
- (2) 第1号様式の3（申請者（役員等）に関する事項）

※第1号様式の2については、事業内容を確認できる書類を添付すること

第1号様式の2（第7条関係）

事業内容に関する事項

事業概要	(実施する事業の内容を簡潔に記載)			
実施期間				
補助対象経費等	補助対象事業の内訳		補助対象経費 (ア)	補助金額 (イ)
	内容	経費		
(1) 割引・ ポイント上乗 せ等				
(2) P R 等				
	合 計		円	円

注1 事業内容を確認できる書類を添付すること。

注2 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

注3 (イ)は(ア)の1/2以内で、千円未満を切り捨てた金額を記入すること(ただし、(1)と(2)それぞれによる補助金の額の合計が300万円を超える場合は、300万円を上限とする。)

第1号様式の3（第7条関係）

申請者（役員等）に関する事項

職名	よみがな 氏名	生年月日	性別

注 次に掲げる者を記載すること。

- ・法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
- ・個人事業者にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者

第2号様式（第8条関係）

第 号

様

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

令和 年 月 日

三重県知事

印

記

- 1 補助対象経費及び補助金額は別紙のとおりとする。
- 2 補助対象事業者は、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領に定めるところに従うこと。
- 3 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

様式第2号 別紙

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
交付決定事業

補助事業者名 _____

(単位：円)

補助対象事業の 内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

第3号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

三重県知事あて

住 所
氏名又は名称

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金について、交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容

- 2 変更の理由

- 3 関係書類
 - (1) 第1号様式の2（事業内容に関する事項）
 - (2) その他変更内容が分かる資料

注 第1号様式の2については、変更前の金額を（ ）書きすること。

第4号様式（第9条関係）

第 号

様

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第9条第3項の規定により、下記とおり変更して交付することを決定したので通知します。

令和 年 月 日

三重県知事 印

記

- 1 補助対象経費及び補助金額は別紙のとおりとする。
- 2 補助対象事業者は、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領に定めるところに従うこと。
- 3 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

様式第4号 別紙

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
交付決定事業（変更後）

補助事業者名 _____

(単位：円)

補助対象事業の 内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

注 下線部が変更部分

第5号様式（第10条関係）

第
令和 年 月 日

三重県知事あて

住 所
氏名又は名称

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第10条の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 交付申請取下理由

注 必要な資料を適宜添付すること。

第6号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

三重県知事あて

住 所
氏名又は名称

三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助対象事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第11条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）後の措置
- 3 その他参考事項

第7号様式（第12条関係）

第 号
令和 年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏名又は名称

三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
事業状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助対象事業について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第12条の規定により、下記の関係書類を添えてその状況を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 関係書類

注 これまでの取組状況がわかる資料を添付すること。

第8号様式（第14条関係）

第 令和 年 月 日 号

三重県知事 へ

住 所
氏名又は名称

三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助対象事業について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第14条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業実績

事業実施内容	(実施した事業の内容を簡潔に記載)
事業実施期間	

3 補助対象経費等の実績

補助対象経費等	補助対象事業の内訳		補助対象経費 (ア)	補助金額(イ)
	内容	経費		
(1) 割引・ポイント上乗せ等				
(2) PR等				
	合 計		円	円

注 補助対象経費及び補助金額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

4 関係書類

- (1) 事業実績を確認できる書類
- (2) 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し

第9号様式（第15条関係）

第 号

様

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付要領第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

令和 年 月 日

三重県知事

印

記

1 確定補助金額 金 円

三重県知事 へ

住 所
氏名又は名称

令和 年度三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金
支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった三重県交通事業者
利用回帰対策費用補助金について、三重県交通事業者利用回帰対策費用補助金交付
要領第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額
金 円
- 2 受取人（口座名義）、住所、氏名
- 3 振込先金融機関及び支店名
- 4 預金種別
- 5 口座番号

注 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

発行責任者および担当者			
・発行責任者	(連絡先	— —)
・担当者	(連絡先	— —)